

令和5年4月1日

患者様各位

マイナンバーカードの保険証利用及び医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

マイナンバーカードはオンライン資格確認において健康保険証として利用できます。

(公費負担受給者証・医療証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。)

当院では、マイナンバーカードの保険証の利用等を通じて診療情報(受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報)を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証(マイナンバーカード)の利用にご協力をお願いいたします。

当院は、オンライン資格確認について、以下の体制整備を行っております。

- ◆ オンライン資格確認を行う体制
 - ◆ 薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用
- 「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定しております。

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」は、受付方法により加算される点数が異なります。
(※特例措置期間:令和5年4月～12月)

	マイナ保険証を利用した場合	保険証による受付
初診時	2点	6点
再診時	—	2点(月1回)

院長